

太陽光型植物工場に係る 建築基準法の取扱いについて

国土交通省住宅局

論点

太陽光型植物工場について、「建築物」とみなされるかどうかの判断が特定行政庁により異なり(※)、植物工場を建設する際に、建設予定地を所管する特定行政庁の取扱いを確認する必要があること等が負担である。

建築基準法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

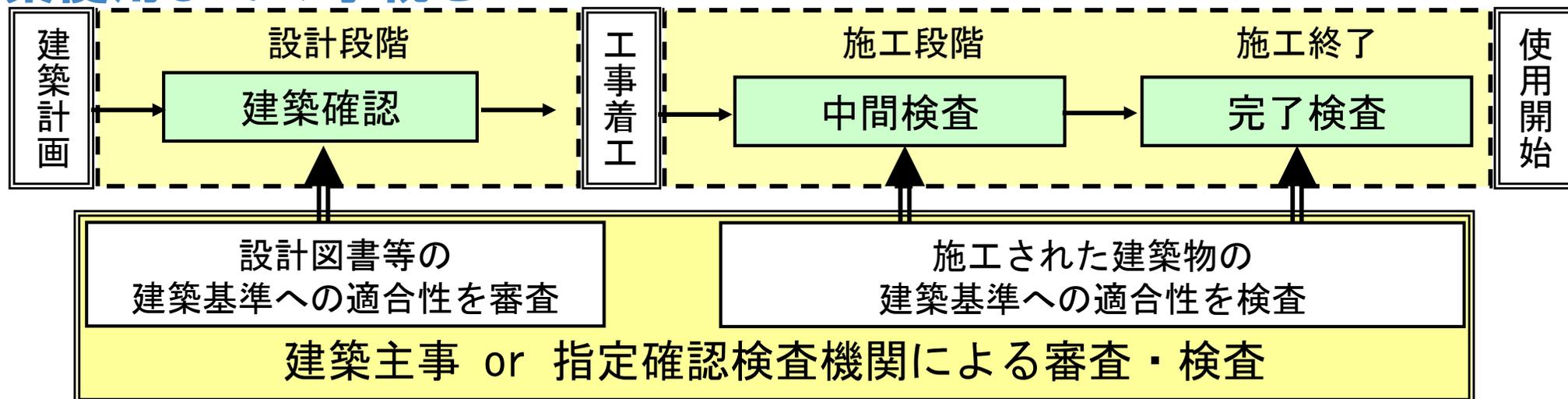
二～三十五（略）

例規（昭和37年9月25日付住指発第86号）

海水浴場の店、有料休憩所等で、屋根を天幕、ビニル、スタレ、葭簀等でふいたものは、それらが取りはずし自由である場合、又は日覆用であつて雨覆としての効用を果さないものである場合には、建築基準法上屋根とみなさないから、建築物ではないと解される。

 建築物に該当する場合は、建築基準法への適合が求められ、建築確認手続が必要

○建築使用までの手続き



○法律で規定される建築基準関係規定

■単体規定【建築物の安全性確保】

(仕様規定)

(性能規定)

○敷地（衛生・安全の確保）	○雨水排水溝、盛土等	○限界耐力計算等
○構造（地震等による倒壊の防止）	○構造部材、壁量等	○耐火設計法、避難安全検証法等
○防火・避難（火災からの人命の確保）	○耐火構造、避難階段等	
○一般構造・設備（衛生・安全の確保）	○採光、階段、給排水設備等	

■集団規定【健全なまちづくり】

○接道規制（避難・消防等の経路確保）	○敷地と道路の関係
○用途規制（土地利用の混乱の防止）	○用途地域毎の建築制限
○形態規制（市街地の環境の維持）	○容積率、斜線制限等

■その他の建築基準関係規定

- バリアフリー法、消防法、都市計画法等の一部の規定等のうち建築物の敷地、構造又は建築設備に係るもの